

防護の原則 被ばく状況と防護対策

放射線による人の被ばく状況

計画被ばく状況

被ばくが生じる前に防護対策を計画でき、被ばくのおおきさと範囲を合理的に予測できる状況

線量限度

(一般公衆) 1mSv/年
(職業人) 100mSv/5年
かつ50mSv/年

対策

放射性廃棄物処分、長寿命放射性廃棄物処分の管理等

現存被ばく状況

管理についての決定がなされる時点で既に被ばくが発生している状況

参考レベル

1～20mSv/年のうち低線量域、
長期目標は1mSv/年

対策

自助努力による放射線防護や放射線防護の文化の形成等

緊急時被ばく状況

急を要するかつ、長期的な防護対策も要求されるかもしれない不測の状況

参考レベル

20～100mSv/年の範囲

対策

避難、屋外退避、放射線状況の分析・把握、モニタリングの整備、健康調査、食品管理等

mSv : ミリシーベルト

国際放射線防護委員会 (ICRP) は人の被ばく状況を、計画的に管理できる平常時 (計画被ばく状況)、事故や核テロ等の非常事態 (緊急時被ばく状況)、事故後の回復や復旧の時期等 (現存被ばく状況) の3つの状況に分けて、防護の基準を定めています。

平常時には、身体的障害を起こす可能性のある被ばくがないようにした上で、将来起こるかもしれないがんのリスクの増加もできるだけ低く抑えるように防護の対策を行うこととされています。そのため、放射線や放射性物質を扱う場所を管理することで、一般公衆の線量限度が年間1ミリシーベルト以下になるように定めています。

また、放射線扱う職業人には、5年間に100ミリシーベルトという線量限度が定められています。

一方、放射線事故のような非常事態が起こった場合 (緊急被ばく状況)、平常時には起こり得ない身体的障害の可能性があることから、平常時の対策 (将来起こるかもしれないがんのリスクの増加を抑えること) よりも、重大な身体的障害を防ぐための対策を優先することとされています。このため、線量限度は適用せず、一般公衆の場合、年間20～100ミリシーベルトの間の参考レベルを定め、被ばく低減を進めることが定められています。緊急措置や人命救助に従事する人の場合、状況に応じて500～1,000ミリシーベルトを制限の目安とすることもあるとされています。

その後、回復・復旧の時期 (現存の被ばく状況) に入ると、緊急時の参考レベルよりは低く平常時の線量限度よりは高い、年間1～20ミリシーベルトの間に設定されることとされています。

(関連ページ：上巻 P147、「国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と我が国の対応」)

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成27年3月31日